

〔制定 2006. 8. 1〕

〔改正 2023. 5. 8〕

公的研究費の不正防止に関する基本方針

1. ガイドラインの遵守

日油株式会社は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月 文部科学大臣決定、平成26年2月改正）および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月 文部科学大臣決定）を遵守します。

2. 責任の明確化

(1) 公的研究費の運営・管理を適正に行うため、責任者を定めます。

(2) 最高管理責任者

公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、代表取締役社長がその任にあたります。

(3) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、研究部門管掌役員または研究本部長で社長が委嘱した執行役員がその任にあたります。

(4) コンプライアンス推進責任者

各研究所における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、各研究所長がその任にあたります。

(5) 研究倫理教育責任者

各研究所に所属する従業員に研究倫理教育を行う者として、各研究所グループリーダーがその任にあたります。

3. ルールの明確化

統括管理責任者は、公的研究費に関する社内ルールを定め、公的研究費の運営・管理に関わる全従業員（管理者、研究者、事務担当者）にこれを周知します。

4. 関係者の意識向上

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる従業員に対して、公的研究費の受領・使用にあたってのルールと会社の手続き、不正防止の仕組みをコンプライアンス研修にて周知します。

5. 不正防止計画の推進

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の不正使用を未然に防止するために不正防止計画を策定し、実施します。

6. 通報等に関する措置

- (1) 公的研究費の不正使用および研究活動の不正行為に関する通報を社内外から受け付ける窓口を研究本部研究企画室に設けます。
- (2) 通報窓口の運営にあたって通報者、被通報者を保護する方策を講じます。
- (3) 社内外から通報を受け、研究活動の不正行為や公的研究費の不正使用に対する疑義が生じた場合、あるいは事実確認が必要な場合は、調査を実施します。
- (4) 調査の結果、不正行為や不正使用が認定された場合は、社員就業規則等に従って該当者を処分します。
- (5) 物品取得や役務提供等に関して不正に関与した取引先については、期間を定めて取引停止措置を行います。

7. モニタリング

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費を適正に執行するために、発注・検収・支払等の実施状況および会計書類を確認し、物品の実査等を行います。

8. 通報窓口

日油株式会社 研究本部研究企画室長
〒150-6012 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
受付時間 9:00～17:30（月～金）
TEL：03-5424-6776

以上